

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:令和4年9月1日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和4年4月13日
	訪問調査日	令和4年6月30日
	評価結果の確定日	令和4年8月25日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1)事業者概況

事業所名称	みどりの森保育園	種 別	保育所		
事業所代表者名	園長 本田 純枝	開設年月日	平成24年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 みどり会	定 員	120人	利用人数	110人
所 在 地	〒739-1731 広島県広島市安佐北区落合1丁目5-11				
電話番号	082-843-6868	FAX番号	082-843-6869		
ホームページアドレス	https://midori-kai.or.jp/midorinomori/				

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○ 乳児～就学前児童の保育	入園式・内科健診(年2回)・家庭訪問・春の遠足
○ 障害児保育	保育自由参観(保護者交流会)・歯科検診・七夕まつり
○ 延長保育	プラネタリウム見学・運動会・交通安全教室・お楽しみ会
○ 一時預かり保育	マラソン大会・個人懇談ウィーク・節分(豆まき)・発表会
	ひな祭り・人形劇観劇・お別れ会・卒園式(修了式)
	その他、季節に応じた、さつまいも・豆・玉ねぎなどの菜園活動など
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○ 保育室 3室	○屋内遊戯室 1か所 ○相談室 1か所
○ 乳児室 4室	○屋外遊戯室 1か所 ○事務室 1か所
○ 一時保育室 1室	○ほふく室 1か所
○ 保健(医務)室 1室	○その他
	トイレ(6か所), 調理室(1か所), 調乳室(1か所) 沐浴室(1か所), 砂場(1か所), 足洗い場(2か所) プール(1か所)

職員の配置

職 種	人 数(うち常勤の人数)	職 種	人 数(うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	調理員	6人(1人)
主任保育士	1人(1人)	嘱託医	2人(0人)
保育士	27人(21人)	看護師	2人(1人)
管理栄養士	1人(1人)	事務員	2人(1人)

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

当園は、高齢者・障害者施設を運営する社会福祉法人みどり会最初の保育園として、平成24年広島市安佐北区落合の閑静な住宅地に定員120人で開設し、11年目を迎えます。園舎はコンクリートの打ちっぱなしのスタイリッシュな2階建てで、玄関を入ると館内は開放感あふれるホールとガラス張りで明るく、椅子やテーブル・床は木目に揃えられ、木の温もりと落ち着いた雰囲気でした。

保育内容の一つである「自然を大切に、自然を活かす保育」では、隣接する山を園庭に取り込み、自然を遊びの中に取り入れられる設計となっていました。訪問時のはだしで園庭を駆け回ったり、泥遊びをしたり、子どもが思い思いの遊びを楽しめるような環境を整え、「自然の中で子どもらしく遊ぶ」ことを大切にされた保育を実践されていました。また子ども達が本物に触れながら遊びに夢中になれるよう園周辺の公園などで生き物や植物、季節を肌で感じる活動が行えるよう物的環境が整えられていました。

福祉サービス第三者評価は、今回3回目の受審でしたが、全職員で自己評価に取り組まれていました。当日は、看護師、管理栄養士、乳児・幼児クラス担当職員も同席し、職員自らが専門性をもって理念に基づき、実践している保育を自分の言葉で語り、目標としている人材育成の成果を感じることができました。

◎特に評価の高い点

(1)年に2回個人面談の機会を設け、職員の意見を聴き取り、就業状況を確認されています。また、職員が1日の業務時間内に子どもと離れ、リフレッシュする「ノンコンタクトタイム」の導入により、業務を効率的に行い、保育士が気持ちの整理をする時間として、就業状況の改善にも積極的に取り組まれています。今年度も引き続き事業計画内に保育の安全の保障と丁寧な保育のもと「ノンコンタクトタイム」の確保を目標にし、働き方改革として取り組む姿勢を持たれています。(管理運営編 No.10:職員の就業状況への配慮)

(2)コロナ禍にも関わらず、職員は園内・外ともに多くの研修に参加し、研修参加後は、研修報告書を作成して研修内容を伝達されています。特に、園外研修ではフィードバックのみに留まらず、園内で活用できる書式を職員で検討する等、迅速に対応されています。また令和2年から2年間、広島県の研究園として取り組まれる中で、人材育成では「職員が自分の言葉で保育を語る」ことを目標に掲げ、職員自身が実践している保育について自信を持って語れるように成長されています。(管理運営編 No.11:職員の質の向上に向けた体制)

(3)指導計画は理念・基本方針に沿って「全体的な計画・保育目標」が策定され、年齢ごとに子どものイメージを月案に落とし込み、具体的な目標と活動内容を明確にしています。また、振り返りの欄を設けて次の月案へと繋げるなど、計画的な保育が行われています。特に子どもの活動については、チャート図を用いて「子どもの姿」から派生したキーワードやアイデアを視覚的に整理しつつ、ねらいと取り組みを具現化していく手法は特に優れた点と言えます。(サービス編 No.4:保育課程, No5:指導計画)

(4)前回の評価と同様に、裏山も園庭の一部とし、豊かな自然の中で四季を感じ、斜面を登り、どろんこになりながら遊びこめる環境が意図的に提供されていました。また、自分らしく自分が好きになれる表現活動として「リズム運動」を保育の柱とし、また、障害児や外国籍の子どもを巻き込んだインクルーシブ保育、そして、異年齢児が共に遊び、子ども同士で課題を解決する過程を見守る姿勢など、理念・基本方針に基づいた取り組みをされていました。(サービス編 No.17:保育環境の整備, 19:表現活動, No.20:人間関係)

◎特に改善を求められる点

(1)3年前には中・長期計画を作成されていましたが、現在は作成していないということでした。事業計画には、施設整備計画や異年齢保育、働き方改革など、数年先を見据えた計画を記載されています。この内容を中・長期計画として作成され、理念や基本方針を実現するため、職員と同じ方向を向き進捗状況を確認し取り組まれることを提案します。(管理運営編 No.3:中・長期的なビジョンと計画の明確化)

(2)サービス編は全項目で「A」評価であり、保育をはじめ家族・地域への子育て支援にも積極的に取り組まれた結果と言えます。一方、前回評価で提案させていただいた「会議録等の周知」については、努力はされているものの、周知できたとする判断が難しいとのことでした。例えば、周知手順の明確化、そして、周知・確認していく過程を可視化するなど、段階的に取り組まれてはいかがでしょうか。(サービス編 No.1:職員会議)

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

サービス編では高い評価をいただきましたが、情報周知の最終確認が不十分でした。全職員が同じ思いで保育をしていくためには必要なことであり、全員周知確認の徹底を行っていきます。

今後は「地域から必要とされる園」をめざし、保育の質の向上と子育て支援の充実を図っていきたく思っております。そのためにも、保護者の方からいただいたご意見を参考に、改善すべきことには早急に取り組み、地域との連携をより強化するためにも、積極的に発信していく必要があると感じています。

また、ご提案いただいた「意見箱」を設置し、保護者の方が園に対し意見を述べやすいようにし、より開かれた園になるよう努めてまいります。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービス の基本方針と組織 (法人または事業所)	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	保育理念・保育の基本方針を柱とした具体的な保育目標を明文化し、ホームページ、パンフレット、入園のしおり、玄関の掲示板にも掲示し、家族等にも周知されています。理念・基本方針は、新任研修時に伝えるだけでなく、年度初めに職員で確認される場を持たれています。職員が保育の課題を抱えた時には、「一人ひとりを大切にする保育」の理念に立ち返ることを心がけられています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	中・長期計画については、現在、明文化されているものは確認できませんでしたが、「子どもの育ち」を大切にする保育の重点目標を具体的に掲げた事業計画を策定されていました。事業計画は、リーダークラスの職員で共有されているとのことでしたが、施設内への掲示はされていませんでした。 ◎事業計画には、施設整備計画や異年齢保育、働き方改革など、数年先を見据えた計画を記載されています。ぜひ、内容の中・長期計画として作成され、理念や基本方針を実現するため、職員と同じ方向を向き進捗状況を確認し取り組まれることを提案します。 ◎家族・職員等、誰もが自由に事業計画を閲覧できる仕組みを整備されてはいかがでしょうか。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	園長の役割については、運営規程にも明文化し、保育の質や運営面の向上に向けてリーダーシップを発揮されています。マニュアルをもとにした虐待防止研修なども担当されています。 園長は、年に2回の面談を通じて、職員の状況把握・相談に応じられていますが、特別な場面を設定しなくても、職員が自ら課題形成し、意欲的に保育の相談ができる風土が築かれています。
2 組織(法人または事業所)の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	周辺地域の人口・出生率、周辺の園の入園者数等のデータを収集し、高陽地区の子ども数の減少傾向などの課題も把握しながら、利用率の高い状態をキープされています。 園の子ども数の推移や収支等については、毎月、理事長も参加する会議で報告・検討し、年に1回税理士による監査も受けられ、経営状況の改善に繋がられています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	今年度は、新任職員を5人採用し、中途採用ではなく、法人の理念に合った職員の育成に取り組まれています。人事考課では、職員の自己評価を園長が確認し、目標の設定・達成状況を把握されるとともに昇給に反映されています。年に2回個人面談の機会を設け、職員の意見を聴き取り、就業状況を確認されています。職員が1日の業務時間内に子どもと離れ、リフレッシュする「ノンコンタクトタイム」の導入により、業務を効率的に行い、保育士が気持ちの整理をする時間として、就業状況の改善にも積極的に取り組まれています。 コロナ禍にも関わらず、職員は園内・外ともに多くの研修に参加し、研修参加後は、研修報告書を作成して研修内容を伝達されています。特に、園外研修ではフィードバックのみに留まらず、園内で活用できる書式を職員で検討する等、迅速に対応されています。また令和2年から2年間、広島県の研究園として取り組まれる中で、人材育成では「職員が自分の言葉で保育を語る」ことを目標に掲げ、職員自身が実践している保育について自信を持って語れるように成長されています。福利厚生についても、5年毎の勤続表彰や健康診断(生活予防・女性健診補助)制度などを導入し充実を図られています。 実習生も積極的に受け入れ、採用にも繋がられています。 ◎職員から業務改善や福利厚生に関する提案を受け付け、職員のさらなるやりがいにつなげてはいかがでしょうか。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	緊急時対応マニュアル、子ども・職員の連絡網を整備し、安全管理に組織的に取り組まれています。リスクマネジメント委員会を組織し、事故事例の発生要因・再発防止策を検討されています。事故報告書は、職員が参加した安全管理研修の内容を基に、キーワードから発生要因が分析できる書式に変更されるなど職員が意欲的に取り組まれています。
	(4)設備環境 自己評価：NO.14-15	園全体が明るく、出入口、食堂、ホール、運動場など十分なスペースが確保されています。トイレ・洗面所も各年齢に応じて設置されています。 掃除場所は、各クラスの業務内容・勤務体制に沿って振り分け、年度初めに職員内で共有されています。毎日の掃除は、「掃除チェック表」で管理し、遅出の職員が実施状況を確認されています。日々の清掃と合わせて、同法人の障害者就労事業所にも定期的な保守・清掃等を依頼されています。

<p>2 組織（法人または事業所）の 運営管理</p>	<p>(5)地域との交流と連携 自己評価：NO. 16</p>	<p>コロナ禍において、地域とは十分な関わりが難しいようですが、積極的な幼保小交流や地域ボランティアによる伝統行事やお話会の実施など、地域の方と交流を持つ場を大切にされています。また、「みどりの森広場」での人形劇観劇や園庭開放などを実施し、地域の未就園児や保護者の交流の場とされています。</p>
	<p>(6)事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18</p>	<p>広島市や広島市私立保育協会の会議・研修に参加し、行政や事業所と連携を図られています。地域のグループホームで開催される会合にも参加し、地域課題の把握にも努められています。 財務諸表の情報開示については、規程を整備し法人のホームページで情報を公開されています。 ◎財務諸表をわかりやすく周知することは難しいですが、事業所への安心・信頼に繋げるために、項目別に職員や子どもに関連する内容だけでもわかりやすくまとめて伝えられる工夫を検討されてはいかがでしょうか。</p>
<p>3 適切な福祉サービスの 実施</p>	<p>(1)子ども本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24</p>	<p>一人ひとりの子どもを尊重したサービス提供については、理念・基本方針にも定め、年間計画等にも明確に示し、常に意識した保育に取り組まれています。人権や虐待に関する研修も実施し、職員の意識を高められています。 個人情報保護については、ホームページ・入園のしおりにも定め、保護者に説明されています。職員も園で知り得た情報は外部に漏らさないよう誓約書を交わされています。子どもの記録については、職員室の鍵のかかる棚に適切に保管されていました。 保護者交流会や行事実施後はアンケート調査を実施し、保護者の意向を確認されています。結果については、連絡アプリ「コドモン」で配信されています。また、年2回実施する個人懇談で保護者から直接意見を聴き取る機会を設けられています。意見箱は設置されていませんでした。 苦情解決の体制を整え、重要事項説明書に記載し、保護者にも周知されています。苦情・意見受け付け後は、会議で検討し、「苦情または意見・要望連絡表」に記載されています。 ◎意見箱の設置等を含め、保護者が直接述べにくい意見を匿名でも伝えられる方法について検討されることを提案します。</p>
	<p>(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28</p>	<p>福祉サービス第三者評価は今回が3回目の受審で、看護師や管理栄養士を含む多職種・全職員で取り組まれました。今回の受審結果についても職員で共有し、ホームページ等でも公開していただくことを期待しています。 健康管理、感染症予防、衛生管理、アレルギー対応など各種マニュアルを整備し、すぐに確認できるよう各保育室にも配備されています。マニュアルは、事故発生時等に見直し、マニュアルに変更が生じた場合は、運営委員会で周知されています。 子ども一人ひとりの記録方法については、「主担任マニュアル」「引継書」でルール化され、統一された記録となるよう努められています。記録への気づきについては、主任や主担任を中心に課題を迫り、振り返りを行われています。 情報開示の手順は、明確に定められているものが確認できませんでした。 ◎保護者から情報開示を求められた事例がないとのことでしたが、普段から情報開示を意識した記録を心がけられているので、保護者から開示を求められた場合、適切に対応できるよう信頼関係の構築として、運営規程や入園のしおりに、個人情報保護と合わせて情報開示に関する手順を記載されることを提案します。</p>
<p>3 適切な福祉サービスの 実施</p>	<p>(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32</p>	<p>ホームページやパンフレットで、園の理念や生活の様子などを周知し、定期的に園だよりも発行されています。また、近隣公民館にも子育て支援ポスターの掲示協力を働きかけられています。 入園時には、入園のしおりに沿って保護者に保育サービス等について説明されています。入園のしおりは、年度毎に各クラス職員が見直し、わかりやすく更新されています。 契約解除事項については、運営規程に定められていますが、重要事項説明書等、保護者が確認できる資料への記載はありませんでした。 ◎運営規程に定められている保育の提供終了に関する項目を、重要事項説明書にも記載し、保護者とも共有されてみてはいかがでしょうか。</p>

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

<p>1 事業所運営の基本</p>	<p>(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3</p>	<p>会議は、全職員が参加する職員会議、園長・主任・主担当・管理栄養士・看護師で行う運営会議、担任で行う乳児・幼児会議、その他、クラス会議やリスクマネジメント会議の5会議で構成されています。職員会議では子どもの様子や連絡事項等の情報提供、運営委員会では全体に関する課題について話し合われています。</p> <p>職員への指導・助言は、主に園長・主任が担当し、担任や看護師からの助言も受けられる体制が築かれています。また、「ひろしま自然保育認証制度」認証園でもあり、自然体験活動アドバイザーの助言を定期的に受けています。</p> <p>子どもに関する情報は、児童票や月案とドキュメンテーション(活動を写真や文章などを視覚的に記録する方法)を活用して記録されています。記録方法は、児童票の見直し時に職員に周知されているとのこと。</p> <p>◎会議録等の職員への周知について、取り組まれているものの周知の判断が難しいとのことでした。組織的な取り組みや危機管理のさらなる向上のためにも、周知手順の明確化、そして、周知・確認していく過程を可視化するなど、段階的に取り組まれてははいかがでしょうか。</p>
<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8</p>	<p>理念・基本方針に沿って策定された保育課程をもとに、各年齢ごとに全体の計画や保育目標を定めた年間指導計画が策定されています。月案では各月の予定が立てられ、「先月の子どもの姿」と「ねらい」の欄を設けています。「子どもの活動」の欄では、チャート図を用いて、「子どもの姿」から派生するキーワードやアイデアを関連付けながら計画が策定されていました。「振り返り」の欄では保育士の連携・保護者支援の項目を設け、翌月の保育に繋がっていました。</p> <p>異年齢保育については、創立以来、異年齢の子ども同士で自由に遊んでいることから、2023年度に本格導入される異年齢保育への準備が整っているとの印象を持ちます。外国籍の子どもは複数人在籍しており、職員は言葉の壁で苦労しながらも書類や資料等を母国語に訳して家族に提供されています。</p> <p>性差への配慮は、子どもたちに特に伝えていないとのことですが、席の配置や順番で先入観を与えないよう配慮しています。また、昨年度から、職員のみならず保護者にも「性」をテーマとした人権研修を実施しています。</p> <p>◎「月案」では振り返りが行われていますが、「ねらい(目標)」に対して「評価(結果)」が必ずしも一致していないようです。保育や指導等の充実を図るためにも、ねらいと取り組んだ内容、そして、評価(結果)が記述できる書式を整えられてははいかがでしょうか。</p>
	<p>(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14</p>	<p>健康管理マニュアルは整備され、毎朝、職員と看護師が子どもの健康状態を確認し、「情報共有ファイル」を用いて周知されています。看護師は毎日の見回りで、子どもの体調の確認や服薬対応を行い、また、衛生管理の研修も定期的実施しています。健康診断の診断結果は「保健だより」で保護者に伝え、その後の受診に繋がっています。また、歯科健診後の「虫歯予防の集い」で歯磨き指導を企画するなど、健康診断と保育を連動させています。</p> <p>食育計画は管理栄養士が各担任職員の意見を聴いて策定し、菜園の野菜や果物を取り入れ、和食を主とした完全給食を提供しています。また、ランチルームからは大きなガラス窓を通して、調理室内の作業の様子を見ることができました。季節や行事に合わせたクッキング活動も実施し、毎月の献立表等を家族に連絡しています。毎日のバイキング給食も新型コロナウイルス感染症の状況をみながら再開を検討されていました。</p> <p>給食は、全ての子どもに同じ食器で提供されていますが、アレルギー食は机等で区別し、ネームプレートや写真を用い、職員のダブルチェックで食事が提供されています。アレルギーの子どもの情報は看護師がとりまとめ、職員間で共有されています。緊急時の備えとして、エピペン(アナフィラキシーへの緊急補助治療に使用される医薬品)の研修も実施されています。</p> <p>保育参観では親子で給食を楽しんでいましたが、コロナ禍のため現在は中止しています。当日の給食・おやつ等は継続して、玄関に展示しています。</p>

2	<p>(3)保育環境 自己評価：NO.15-17</p>	<p>園では「はだし保育」を取り入れ、また、子ども一人ひとりが、遊びを工夫しながら楽しむことを大切に、園庭にはあえて限られた遊具のみにとどめています。また、園庭から繋がる自然豊かな山を冒険や遊びの場として提供されていました。訪問当日も子どもが山の斜面を手足を使って登り、どろんこ遊びに興じ、子どもが育てた栗の木や野菜に興味深く観察している姿を見ることができました。</p> <p>保育室内のおもちゃは、子どもの興味、関心に合わせて入れ替え、手作りのものも用意されていました。2階は、本棚や読書用のスペースが確保され、季節の絵本が展示されていました。</p> <p>0歳児は活動スペースとは別に就寝スペースを設け、低年齢児の保育室には柔らかい布地の天蓋を設け、落ち着ける雰囲気となっていました。衣服の着脱や排泄は別にスペースを確保し、ついででプライバシーを確保されていました。</p>
子どもの発達援助	<p>(4)保育内容 自己評価：NO.18-23</p>	<p>園では、「リズム運動」「リズム遊び」「わらべうた」など子ども自身が楽しめる「リズム」を保育の柱としています。また、社会的なルールを学ぶ場として、年長児の「給食の配膳」や保護者のお迎えを職員に伝える「さよならせんせい」など、子どもからの提案も取り入れた当番活動を実施しています。</p> <p>園では、子ども同士で解決する力を大切に、職員は見守りを基本に対応しています。言葉を発しにくい乳幼児には、本人の気持ちを職員が言葉に替えるなど、子どもの気持ちを大切に対応しています。</p> <p>SIDS(乳幼児突然死症候群)の予防として、0歳児は5分毎、1歳児は10分毎、2歳児は15分毎に呼吸を確認し、連絡アプリ「コドモン」を介して、保護者とも共有しています。</p> <p>保育園に通い始めた乳児への対応として、親から離れることへの不安を考慮して、子どもと保護者が一緒に過ごせる「ならし保育」を設けています。</p> <p>延長保育を18時から1時間実施し、室内に様々なクッションを設けるなど、リラックスできる環境を用意されています。</p> <p>障害児保育では専任の主任を配置し、「インクルーシブ保育」を基本に取り組みられています。また、障害児保育を学ぶため、カンファレンスや外部研修にも積極的に参加しています。ハード面においても、玄関にスロープを設けるなどの配慮が見られました。</p>
3	<p>子育て支援</p> <p>(1)保護者等への支援 自己評価：NO.24-28</p>	<p>保護者への連絡は、登降園時のコミュニケーションの他、保育園での子どもの様子を、連絡アプリ「コドモン」を通じて、報告されています。</p> <p>保育参観や保護者懇談会を実施していましたが、コロナ禍のため現在は中断しているとのこと。一方、行事や懇談会後には保護者へのアンケート調査が行われ、年に2回、個人懇談で直接保護者の相談に応じられています。</p> <p>虐待については、職員が登園時の子どもの様子を観察し、子どもの声を聴くように努めているとのこと。子どもの異変を感じた場合は、職員間で情報を共有し、児童相談所へ連絡されています。年に1回「虐待チェックシート」に基づいて研修を実施し、虐待対応マニュアルも整備されていました。</p> <p>◎行事後には保護者へのアンケートが実施されているとのことですが、アンケートは行事に限定することなく、「その他の気づき」として、保育や環境などの意見を聴き取る項目を設けられてはいかがでしょうか。</p>
4	<p>子どもの安全</p> <p>(1)安全・事故防止 自己評価：NO.29-31</p>	<p>食中毒や感染症に関しては予防マニュアルを整備し、各保育室に備えています。また、研修も実施し、家族には「コドモンメール」や「保健・給食だより」を用いて情報提供を行なっています。食中毒警報が発令された際には、管理栄養士が職員や保護者に注意を呼びかけられています。</p> <p>事故や天災への備えとして、毎月、火災や土砂災害等、様々な状況を設定した避難訓練が行われています。</p> <p>不審者対策として、防犯カメラやオートロックの設置、ALSOKの警備保障の緊急通報システムを整備し、さすまたや催涙スプレー等も備えられており、年に2回不審者対応訓練も実施されています。</p>

<p>5 地域との関わり</p>	<p>(1)関係機関および地域との連携 自己評価：NO. 32-34</p>	<p>関係機関との連携・協力については、園行事などを通じて小学校を訪問し、他の保育園や小学生と交流する「幼・保・小の連携交流」の機会を設け、小学校入学後の生活へスムーズに移行できるように取り組まれています。</p> <p>地域の子育て支援として、月に2回の「園庭開放」と月に1回の「みどりの森広場」を実施されています。「みどりの森広場」では、園外への散歩やお話会、人形劇など親子で楽しめるイベントを毎回企画し、終了時には保護者と個別の時間を設け、子育て相談にも応じられています。</p> <p>今年度は特に一時保育の利用希望者が多いとのことで、子どもの不安を和らげるために担当職員を配置し、同年齢のクラスでの保育を提供されています。</p>
----------------------	--	--

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人または事業所）

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	B	C	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	B	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は，自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織（法人または事業所）の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者地域との関わりを大切に、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---------------------------------------	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	C	C	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	B	

3 適切な福祉サービスの実施**(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足度の向上	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	C	B	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者からの意見等に対して迅速に対応していますか。	B	B	

(2)サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織（法人または事業所）的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	C	B	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	サービス提供記録等の開示を適切に行っていますか。	C	B	

(3)サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、利用者又は事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	D	C	
32	サービスの継続性への配慮	事業所（施設）の変更や家庭への移行などにあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	C	C	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	○
2	指導助言の実施体制	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	B	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな年代との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	B	A	
8	先入観等を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けられないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	B	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	B	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
(4)保育内容					
18	社会的なルールや態度の獲得	子どもが、望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	B	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援

(1)保護者等への支援

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性がある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全

(1)安全・事故防止

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

5 地域との関わり

(1)関係機関および地域との連携

32	関係機関との連携協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	B	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	